

第105回米子市農業委員会農地部会議事録 (概要)

招集年月日 平成25年12月5日(木)

招集場所 米子市役所 402会議室

開 会 午後1時30分

出席委員

1番	伊塚 定弘委員	2番	石橋 明広委員	3番	田邊 雄一委員	4番	大縄 敬次委員
5番	松原 幹人委員	6番	松林 貢委員	7番	佐々木知俊委員	8番	山中 春夫委員
9番	木澤 純一委員	10番	船岡 市秋委員	11番	安田 浩委員	12番	唐来 新市委員
13番	安達 卓是委員	14番	精山 悦子委員	15番	高田 衛委員	16番	高西 史郎委員
17番	吉澤 一誠委員(部会長)						

欠席委員 なし

事務局 田村事務局長 大許事務局長補佐 宅和主幹 長谷川主任

日 程 1 農地法各条申請地現地調査

2 部会長あいさつ

3 議席の決定

4 議事録署名委員の指名

5 議事

(1) 農地法各条申請審議等

ア 第30号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について

イ 第31号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について

ウ 第32号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について

エ 第33号 米子市農用地利用集積計画の決定について

5 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6号の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地転用現況確認書の交付について
- (6) 県農業会議員の事務報告
- (7) その他

開 会 午後1時30分

(農地法各条申請地現地調査)

議長 (吉澤委員)

それでは、第105回農地部会を開きます。

最初に、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 (吉澤委員)

それでは、議席番号9番の木澤委員と、議席番号10番の船岡委員にお願いしたいと思います。

また、仲田会長は、本日、西部地区農業委員会会長協議会の代表として、東京のほうに出張されております。

それでは、審議に入ります。はじめに、3ページの議案第30号をお願いいたします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

4ページ、番号28と番号29の両三柳について、関連しますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 (長谷川主任)

失礼いたします。

それでは、議案を説明いたします。

番号28番及び番号29番の両三柳について説明いたします。詳細は議案のとおりです。28番の譲受人は、譲渡人の子と、子の配偶者です。29番の譲受人は譲渡人の孫になります。本件は、子と子の配偶者及び耕作に従事している孫が、生前贈与によって農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は43aとなります。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（吉澤委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

4番（大縄委員）

事務局から説明がありましたが、ここは以前、博愛病院の工事の時に工事現場の事務所があったところですが、現在は柿の木とかが植わってます。

特に問題はないですので、よろしく願いいたします。

議長（吉澤委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、番号30の泉について事務局から説明をお願いします。

事務局（長谷川主任）

失礼いたします。

番号30番の泉について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は、譲受人が規模拡大のため農地を売買により取得しようとするものです。

取得後の経営面積は82aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の

すべてを満たしていると考えます。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（吉澤委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

10 番（船岡委員）

番号30番は、譲受人が規模拡大のため、売買で農地を取得するものです。許可要件については特に問題ないと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長（吉澤委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

16 番（高西委員）

これは場所がどこになる。泉の字西一里塚。

事務局（大許事務局長補佐）

小波上から泉に上がるところ、この辺です。（地図で説明）

16 番（高西委員）

分かりました。

議長（吉澤委員）

他に、何かございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、番号31と番号32の大谷町について、関連しますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局（長谷川主任）

失礼いたします。

番号31番と32番の大谷町について説明いたします。詳細は議案のとおりです。子と子の配偶者が生前贈与によって、農地を取得しようとするものです。取得後の経営面積は44aとなります。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（吉澤委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

7番（佐々木委員）

31、32番ですが、これは父親が病気等で農業が出来なくなったため、一旦出ていた娘が養子縁組というかっこうで後を継ぐようにしたと。実質、数年前からこの夫婦が耕作しており、許可要件については、特に問題ないと思われまますのでよろしくお願い致します。

議長（吉澤委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、番号33の彦名町について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（長谷川主任）

失礼いたします。

番号33番の彦名町について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

現在、申請地の2分の1の所有権を有している譲受人が、残り2分の1の所有権を、譲渡人より売買によって取得しようとするものです。取得後の経営面積は124aとなります。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします

議長（吉澤委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

9 番（木澤委員）

譲受人が現状、農地として管理していますので、別に問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。

16 番（高西委員）

ちょっと聞いてみるけど、この持分 2 分の 1 というのは、どういうこと。

9 番（木澤委員）

譲受人さんと譲渡人さんが、2 分の 1 ずつ持分を持っておられる。

16 番（高西委員）

1 つの筆の中に、〇〇さんも〇〇さんも持っているということか。

9 番（木澤委員）

そうです。

16 番（高西委員）

もうちょっと、よく分かるように説明してもらわないと分からない。

事務局（大許事務局長補佐）

この土地は相続で、〇〇さんと〇〇さんが 2 分の 1 ずつの持分で相続されたものです。

16 番（高西委員）

そういうことを一言も言わないから、これはどういうことかなと思うでしょ。

事務局（長谷川主任）

失礼します。私の説明が悪かったようで、改めて説明いたします。

本件、申請時につきましては、先程もお伝えしましたとおり、2 分の 1 の所有権を、譲受人さんと譲渡人さんそれぞれが持っておられます。その 2 分の 1 ずつ持っておられる状況を、片方の方に渡し、10 分の 10 という形にするために、今回の申請になっております。

16 番（高西委員）

分かりました。それにしても、価格がさっきの泉の 20 倍。やはり場所が場所なら違うな。

議長（吉澤委員）

他に、何かありますでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、番号 3 4 の夜見町について、事務局から説明をお願いします。

事務局（長谷川主任）

失礼いたします。

番号 3 4 番の夜見町について説明いたします。詳細は議案の通りです。

本件は、学校法人かもめ幼稚園が、譲渡人より寄付を受ける形で農地を取得しようとするものです。

農業生産法人ではない法人の農地取得については、農地法施行令第 6 条及び施行規則第 1 6 条に定められており、学校法人、医療法人、社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人が、それぞれの法人の事業目的に沿う形で農地を取得すると認められる場合は許可することができると規定されています。具体的には、教育実習のための農場や、心身のリハビリテーションを目的とした農場のケースなどが該当します。本件は、幼児教育の一環として、農業の体験学習を行うことを目的として農地を取得しようとするもので、施行令及び施行規則に定める規定に該当し、許可要件を満たしていると考えます。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします

議長（吉澤委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

11 番（安田委員）

今日、二番目に現地を見ていただきました幼稚園です。今、事務局のほうから説明してもらった、幼稚園の生徒に芋を作らせて体験学習をさせるということで、農地がなくて子どもが芋を耕作する所がなかったんですが、たまたま近くに農地がありまし

て、今回それをお願いするところであります。

議長（吉澤委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等はございませんか。

（異議なしの声あり）

16番（高西委員）

面積は少ないけど、奇麗な人もおられるものですね。これはいいことです。

議長（吉澤委員）

そうしますと、異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、番号35の上福原についてですが、私が地元委員として説明いたしますので、議長を交代いたします。

（議長交代・・・部会長から伊塚職務代理へ）

議長（伊塚委員）

それでは、番号35番の上福原につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局（長谷川主任）

失礼いたします。

番号35の上福原について説明いたします。詳細は議案のとおりです。本件は譲受人が農地を売買により取得しようとするものです。取得後の経営面積は75aとなります。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします

議長（伊塚委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

17番（吉澤委員）

譲受人が、売買で農地99㎡を取得するものです。これは、田んぼのちょうど角みたいところで、自分の田んぼに入り込んでいるところですので、譲受人が売買で買って、田んぼの格好をいい具合にして、効率化しようというものです。

許可要件については、問題ないと思われまますので、よろしくお願ひします。

議長（伊塚委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（伊塚委員）

そうしますと、異議がないようですので、許可と決定いたします。

続きまして、番号36と37番につきまして、関連しますので、一括して事務局より説明お願いいたします。

事務局（長谷川主任）

失礼いたします。

番号36番、番号37番の上福原について説明いたします。詳細は議案のとおり農地交換の案件です。

利便性の向上を目的として、農地を交換しようとするものです。交換後の経営面積は、36番の譲受人が36a、37番の譲受人が、これは議案番号35番の取得面積と合わせてですが75aとなります。上福原の下限面積である30aに達しております。

別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長（伊塚委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん、何か報告がございますか。

17番（吉澤委員）

これは、先程の35番の圃場のちょうど対角になるようなところで、やっぱり、よその田んぼが入り込んでいまして、それを交換して田んぼの格好を良くしようというようなことで、今回このようなことを思いついておられます。

許可要件につきましては、問題ないと思われまますので、よろしくお願ひをいたします。

議長（伊塚委員）

ただ今、事務局説明と地元委員さんからの報告がございましたが、ご意見、ご質問等はございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（伊塚委員）

そうしますと、異議がないようですので、許可と決定いたします。

そういたしますと、議長を交代いたします。

（議長交代・伊塚職務代理から部会長へ）

議長（吉澤委員）

そういたしますと、6ページ、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第7条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

7ページ、番号2の彦名町について、地元委員さんから説明をお願いいたします。これは、9ページの5条申請、45番と関連しますので、あわせて地元委員さんのほうから説明をお願いします。

9番（木澤委員）

申請人の土地がありまして、その隣接する土地がおじさんの土地でありまして、おじさんがそこを譲るということで、管理してくださいということで、そこを管理するために、自分の所と合わせて太陽光発電を設置しようとするものです。これによって、1,200㎡程度の規模の太陽光発電を計画しました。

実行組合の排水同意、土地改良区の同意、隣接耕作者の同意もありますので、よろしくをお願いします。

議長（吉澤委員）

ただ今、番号2と、9ページの5条申請、45番について、地元委員さんから説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

そうしますと、異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号3の和田町について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

13番（安達委員）

説明の前に、先程の現地調査を欠席させていただきました。失礼しました。

それでは説明に移ります。第4条、3番の議案についてですが、ここについては、別添の資料により説明したいと思います。

申請地は、和田町の畑で面積は全体 664 m²の一部 244 m²です。実行組合の排水同意、土地改良区の同意、隣接耕作者の同意もあります。住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が 10ha 未満であるため第二種農地に該当すると思われます。

転用につきましては、ここにありますように太陽光発電施設として、問題ないと思われますのでよろしくお願いします。

非常に、ここはですね、排水が非常に悪いところでございます。今まで一生懸命作っておられたんですが、太陽光の発電施設に替えたいという申し出を、〇〇さんから受けております。

議長（吉澤委員）

ただ今、番号3について、説明がございましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

16 番（高西委員）

これは、664 m²のうちの 244 m²をということですね。

13 番（安達委員）

はい。

16 番（高西委員）

あとは続いて耕作されるのですね。

13 番（安達委員）

現状を言いますと、非常に耕作に適してない所の一部を太陽光発電の施設にしますが、残った農地につきましては、今の所どうしますかと質問をしましたら、家庭菜園的に作っていかうかと思っておりますということでした。

16 番（高西委員）

分かりましたが、えらく面積が小さくて効率が悪いかうかと思つて。業者のいうとおりにして損をされるではないかと思つて。

13 番（安達委員）

委員さんが言われるように、ちょっとそういうところもありますけど。

議長（吉澤委員）

その他、ご異議等、ありますでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 (吉澤委員)

そうしますと、異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、8ページ、議案第32号をお願いいたします。農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第15条第2項において準用する、第7条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

9ページ、番号41の彦名町について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

9番 (木澤委員)

申請人は、現在、日吉津村のアパートで生活していますが、手狭になってきたため、申請地に住宅の建築を計画したものです。土地改良区の同意、実行組合の排水同意もあります。

住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ha未満であるため第二種農地に該当すると思われまますので、よろしくをお願いします。

議長 (吉澤委員)

ただ今、地元委員さんの説明がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

(異議なしの声あり)

議長 (吉澤委員)

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号42の二本木について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

5番 (松原委員)

初めにお詫びを申し上げます。本来なら、申請者がわざわざ出てこられたのに、バスの中から見えたのにさっと帰ったこと、地元委員の失態だと思います。皆さんには、本当に迷惑をおかけしました。

16番 (高西委員)

それは松原委員さん、あなただけではない。誰もだ、バスに乗っていたものは誰もだ。

5 番（松原委員）

それでも、地元委員がちゃんとしないといけないことで。

16 番（高西委員）

それは、みんなの責任だ。

5 番（松原委員）

申し訳ありませんでした。

そうしますと、説明させていただきます。申請者は、議案のとおりです。申請地は、二本木の田で面積は 1,251 m²です。

申請人は、不足している従業員駐車場及び来客用駐車場の確保のため駐車場の拡張を計画したものです。土地改良区の同意、隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意もあります。J R 伯耆大山駅から 300m 以内にある農地であるため、第三種農地に該当すると思われます。

転用については問題ないと思われますのでよろしくお願いします。

議長（吉澤委員）

ただ今、番号 4 2 について、地元委員さんの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号 4 3 の下新印について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

3 番（田邊委員）

今日、最後に見てもらったところでございます。

申請者のほうは議案のとおりでございまして、西部農協です。申請地は、下新印の畑になっておりまして、面積が 2,480 m²です。申請人は、先程、見てもらったように、現在、緑化用のハウスが隣にありますけども、緑化用のハウスを増設したいということでございます。

土地改良区、実行組合の同意ももらっとります。ただ、ここは農用地区域でございまして、農業用の施設におきましては農振除外ではなくて軽微な変更で出来るということで、その手続きを行っておりまして、特に転用については問題ないと思われまして、どうかよろしくお願ひします。

議長（吉澤委員）

ただ今、番号43について、地元委員さんの説明がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

16番（高西委員）

これは、借地料はどれくらいだ。

3番（田邊委員）

分かりません。事務局で分かりますか。

16番（高西委員）

聞いてなかったら、後から聞いておいてください。

事務局（長谷川主任）

はい。

16番（高西委員）

ちょっと参考に。何でそんなこと言うかということ、今は、ほとんど金を出して借りる人はないでしょう。地権者がよう作らないから作ってくださいと。私の辺では作ってやるから、川さらいや畦草を刈ってくれということまであるので、それでどれくらいなのかと思って。

3番（田邊委員）

私も分かったら教えてください。

事務局（長谷川主任）

はい。分かりました。

議長（吉澤委員）

そうしますと、借地料はあとから調べていただくということで、他に、異議等ございますでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 (吉澤委員)

そうしますと、異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号44の車尾南1丁目についてですが、私が地元委員として説明しますので、議長を交代いたします。

(議長交代・・部会長から伊塚職務代理へ)

議長 (伊塚委員)

それでは、番号44番の車尾南1丁目につきまして、地元委員さんからの説明をお願いします。

17番 (吉澤委員)

44番の議案について説明します。

申請者は、議案のとおりです。申請地は、車尾南1丁目の田で面積は368㎡です。場所は、観音寺新町から野球場に入る道があるんですが、そのちょうど突きあたりのようなところですね。線路からちょっとこっち側ですね。申請人の家族は、今現在、伯耆町に居住していますが、家が老朽化したことと老後の生活の利便性を考えて、申請地に住宅の建築を計画したものでございます。

土地改良区の同意、隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意もあります。

それから、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設、この場合医療施設なんですけど、その他の公共施設又は公益的施設がある農地であるため、第三種農地に該当すると思われれます。

転用については、問題ないと思われれますので、ご審議よろしく願いいたします。

議長 (伊塚委員)

ただ今、番号44番について、説明がありましたが、ご意見、ご質問等がありますでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 (伊塚委員)

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

そういたしますと、議長を交代いたします。

(議 長 交 代 ・ ・ 伊 塚 職 務 代 理 から 部 会 長 へ)

議長 (吉澤委員)

そうしますと、次は45番でございますが、先程説明をしております。改めて意見等、ございますでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 (吉澤委員)

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、46番の夜見町について、地元委員さんから説明をお願いします。

11 番 (安田委員)

そうしますと、今日2番目に見てもらったところです、地の人が持っておられた土地を、幼稚園の駐車場と芋を作るところとにするそうでして、よろしくをお願いします。

議長 (吉澤委員)

ただ今、番号46について、地元委員さんの説明がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

(異議なしの声あり)

議長 (吉澤委員)

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、10ページ、番号47番の彦名町について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

11 番 (安田委員)

これは48番と一緒に説明してもいいですか。

議長 (吉澤委員)

関連がありましたら、お願いします。

11 番 (安田委員)

これも、前回、バスで見ていただいたところで、入り口のほうが姉弟の姉が建てるのか言ってましたけど、地元の実行組合の排水同意もありますので。

議長（吉澤委員）

そうしますと、47番、48番について説明がありましたが、何か、ご意見、ご質問等ございますか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号49番の大篠津町について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

2番（石橋委員）

失礼します。番号49番の議案について説明します。

申請者は、議案のとおりです。申請地は、大篠津町の畑で面積は614㎡です。申請人は、申請地の向かい側に居住していますが、以前から駐車場の確保に難儀しており、自己用駐車場及び本人が勤務している美保運輸の従業員駐車場が不足していたため、一部を貸し駐車場として貸し出すということで、このたび、申請地に駐車場の整備を計画したものです。

美保運輸への賃貸分が7台分、自家用が6台分という計画が出ております。土地改良区の同意、実行組合の排水同意もあります。住宅用・公共施設等が連たんしている区域内にある農地であるため、第三種農地に該当すると思われます。転用については、問題ないと思われますのでよろしくお願ひします。

また、地元の本池委員さんからも、よろしくお願ひいたしますということでした。

議長（吉澤委員）

ただ今、番号49について、地元委員さんの説明がございましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

16番（高西委員）

これは、売買の値段が書いてないが、いくらだったのか。

2 番（石橋委員）

坪が〇〇〇円くらいです。

16 番（高西委員）

分かりました。

その時に言えばよかったけど、寄付を受けられた幼稚園のは、私は3条だけかと思って、少しだなんて言って、これ見たら失礼な言い方したなどと思って。こんな時には5条も出るけども、言って貰えると良かったけども。

議長（吉澤委員）

そうしますと、続きまして、番号50の彦名町について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

11 番（安田委員）

今日、バスで見てもらったところで、原野になっているところです。粟島神社から米子方面に向かって山陰放送のラジオの鉄塔があるところまでの広範囲に、地権者が太陽光発電を思いついたものです。それで長いこと色々してましたけど、今月の部会にかけるということで、相続なんかのしてないものも、なかなか難しいのをしてもらったり、それで現在に至って、太陽光発電を賃貸で20年契約ですということなんです。

実行組合の排水同意もありますし、農家の方は賛成でおられますので、よろしく審議お願いします。

議長（吉澤委員）

ただ今、番号50について、地元委員さんの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

6 番（松林委員）

賛成っていうことは、同意しとるということでしょう。

11 番（安田委員）

はい。賃貸で20年間、地権者は約30名です。

16 番（高西委員）

反対するって訳ではなくて、この前も言ったけども、よく注意されないといけんと思う。うちの集落も、今、キンダイさんが18,000 m²くらい、一般家庭の350戸分のメガソーラーで3,500万くらいだったか。

バスの中でも話したけど、みんながメガソーラーっていうと、福島原発事故以降、クリーンエネルギーということで、なんでもかんでもいいと思っとられるけども。これを作る時には、行政に許認可も届出も必要ない。だから、お金が入って、あるいは資金の調達できたものがする訳だ。私が言いたいのは、中電さんが、送電線に余裕があればいいけども、余裕がなければいけませんというわけだ。それでなおかつ余裕がない場合は事業主が送電設備をしてくれと、それが、またお金が掛かるから皆がしない。この近辺では日南町がしようとしたけど、余裕がなくて2か所ほどあきらめたと、皆さんよくご存じだと思うんですけども。それでいいことばかりだけでも、チェックするところがないということで、これからも太陽光発電は出てくると思うのです。だいたいこの2,3か月前から毎月、毎月出てくるでしょ。でも20年後どうなるかって言った時に、本当に大丈夫かと、私たちはもう死んでしまってるのだろうけど、農業委員が、もうちょっとしっかりしてくれればよかったにという事がないように、きちんと勉強しないといけないと思う。

私は、キンダイさんとは何回か交渉して、鳥銀が中に入っていたもので鳥銀も交えて話をして、公害防止協定を結んで責任も明確にしているけど、農業委員会がそこまでいう必要があるかどうかは別にして、地元委員さんに相談があれば、そういうことも加味して色々教えてあげるといことは大事なことだと思う。その前に勉強しなければいけない。この前も言ったけど、パネルには水銀、鉛など重金属が入っている。それで20年後には廃止するとなったら、速やかに撤去して適正に処分してもらわないといけない訳です。その辺が大事なところだと思うのだが、もう儲からないからといつまでも投げておかれたら、排水の問題、河川に入ってという可能性も出てくるかも分からない。そこまで農業委員会で責任を持ったりどうこうはないけど、相談受けた時に、勉強したことを教えてあげるといことは大切なことだと思います。

6番（松林委員）

高西委員さんが言われたように、そういうことが出てくれば参考にして、各部落でも注意して、指導なり関知するという事で、大変貴重なご意見ありがとうございました。

16番（高西委員）

200 m²や住宅の上の屋根に乗せるものとは訳が違うからね。20,000 m²からなんて。

議長（吉澤委員）

確かにここ何ヶ月かどんどん出てきておりますので、それでまたこういうところがあると、うちも考えてみるかなんて多分ちょこちょこ出てくるんじゃないかと思います。

前にも事務局のほうへ、ちょっとお願いしたかと思うのですが、今、分かるとる範囲でQ&Aというんですか、メリット、デメリットを文章にするとか、ここで聞いているうちはいいんですが、すぐ忘れてしまいますし、農政振興部会のほうは、こんな話が出ているということも分かりませんし、そういった書いたものを、勉強の素材にしたいという気持ちがあるんですが。

16番（高西委員）

局長、県に、こういうことが毎月出てくると。今、私が言ったが、そういうことを新聞見たりして分かるとるところもあるだろうけど、県は生活環境部がするのか、どこがするのか良く分からんけど聞いて、そういうことについて勉強させてもらいたいと言って来てもらって、振興部会も含めて研修会をするようにお願いした方が良いのではないかなあ。

議長（吉澤委員）

この件、再三、高西委員さんから要望も出ていますので、期日がいつになるかはちょっと分かりませんが、具体化するように事務局のほうに改めてお願いをいたします。

3番（田邊委員）

必要でしょうね。

事務局（田村事務局長）

失礼します。撤去のことに關しては、高西委員さんに教えてもらって調べましたけど、リサイクル・リユースということで、環境省とか国のほうでメーカー等も集めて、今年になって検討会を立ち上げて始めたということで、まだその情報が全然出てきません。言っておられるように、恐らくこれから5年、10年先には何万トンという廃棄が出ますけど、現在は産廃という扱いにしかなってないようです。そうすると、以前、高西委員が言われたカドミウムや鉛とかの重金属のリユースの問題も出てくると思いますが、とりあえずは基本的にはリサイクル・リユースをするということで、再利用する方向での検討だけはされているみたいです。

10番（船岡委員）

彦名は、賃貸料は分からないですか。

事務局（長谷川主任）

事業計画上でございますが、賃貸料につきましては、売電金額の4%を予定されていらっしゃるということです。

議長（吉澤委員）

そうしますと、番号50について、意見がございましたが、その他、何かご質問等ございますか。

それでは、50番については、特に異議がないようですので、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、15ページ、議案第33号をお願いいたします。

米子市農用地利用集積計画の決定について、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めます。16ページに利用集積計画総括表がございます。

今月は、転貸を除く利用権設定が64件ございます。

審議に入りたいと思いますが、農業委員会等に関する法律第24条第2項に基づき、この案件の当事者である石橋委員の退席を求めます。

（石橋委員退席）

議長（吉澤委員）

そういたしますと、18ページ、番号12-1について事務局説明をお願いいたします。

事務局（大許事務局長補佐）

失礼します。

番号12-1は、再設定となっております。以上です。

議長（吉澤委員）

ただ今、事務局からの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

異議がないようですので、決定といたします。

番号 12-1 の審議を終了しましたので、石橋委員の着席を求めます。

(石橋委員着席)

議長 (吉澤委員)

それでは、18 ページ、転貸を除く利用権設定各筆明細について、番号 12-2 から、32 ページ、番号 12-64 までを一括して審議いたします。

事務局から説明をお願いいたします。

事務局 (大許事務局長補佐)

失礼します。

番号 12-2 から番号 12-15 までは、再設定でございます。

番号 12-16 は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、5,001 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 12-17 は、貸人の病気等での労力不足による設定となっており、借人の設定後の経営面積は、5,001 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 12-18 から番号 12-19 までは、再設定でございます。

番号 12-20 は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、5,001 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 12-21 は、貸人の農業廃止に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、5,001 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 12-22 から番号 12-30 までは、再設定でございます。

番号 12-31 は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、732 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 12-32 は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、328 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 12-33 は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、328 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 12-34 から番号 12-35 までは、再設定でございます。

番号 12-36 は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、768 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 12-34 から番号 12-35 までは、再設定でございます。

番号 12-36 から番号 12-40 までは、再設定でございます。

番号 12-41 から番号 12-42 は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、280 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 12-43 から番号 12-45 までは、再設定でございます。

番号 12-46 から番号 12-50 は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、43 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 12-51 は、経営移譲年金受給のための設定となっており、世帯内の貸借です。経営面積は、84 a となっております。

番号 12-52 から番号 12-53 は、貸人の病気等での労力不足による設定となっており、借人の設定後の経営面積は、242 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 12-54 から番号 12-55 は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、59 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 12-56 は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、43 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 12-57 は、経営移譲年金受給のための設定となっており、世帯内の貸借です。経営面積は、205 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 12-58 は、借人の要望による設定となっており、設定後の経営面積は、25 a となっております。新規就農で営農計画書の提出が出ております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 12-59 は、貸人の高齢化による経営縮小に伴う設定となっており、借人の設定後の経営面積は、216 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

番号 12-60 から番号 12-62 までは、再設定でございます。

番号 12-63 から番号 12-64 は、経営移譲年金受給のための設定となっており、世帯内の貸借です。経営面積は、番号 12-63 が 128 a、番号 12-64 が 54 a となっております。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長（吉澤委員）

ただ今、事務局から番号 12-2 から番号 12-64 までの説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

（異議なしの声あり）

議長（吉澤委員）

異議がないようですので、決定といたします。

審議事項は以上です。

それでは、続いて報告事項に移ります。

34 ページ、(1) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について、番号 27 から番号 30 までの 4 件を受理しております。

続きまして、35 ページ、(2) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について、番号 56 から番号 63 までの 8 件を受理しております。

続きまして、37 ページ、(3) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、番号 29 から番号 34 までの 6 件を受理しています。

続きまして、39 ページ、(4) 非農地現況証明について、番号 22 と番号 23 の 2 件を証明しています。

続きまして、40 ページ (5) 農地転用現況確認書交付について、番号 57 から番号 60 までの 4 件を交付しています。

それでは、今日は会長が出張で欠席ですので、事務局から県農業会議の事務報告をお願いいたします。

事務局（田村事務局長）

失礼します。会長のほうから県の常任会議の報告ということで、転用案件、先月、当委員会でご審議をいただきました4条、大崎の太陽光1件と、5条が4件、彦名の一般住宅が3件と中間の共同住宅が1件は、諮問通り許可になりましたことをお伝えいたします。以上です。

議長（吉澤委員）

ただ今、事務局のほうから報告がございましたが、これについて、ご意見、ご質問等ございませんか。

（なしの声あり）

議長（吉澤委員）

ないようですので、本日予定しておりました審議は以上のおりです。その他、議題等の追加がありますでしょうか。

特にないようですので、事務局から連絡事項の報告をお願いいたします。

事務局（大許事務局長補佐）

（事 務 連 絡）

議長（吉澤委員）

それでは、これもちまして、第105回農地部会を終了します。ありがとうございました。

閉 会 午後 4時 30分